

事務連絡  
令和2年3月23日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

水際対策強化に係る新たな措置について

標記について、本日、総理大臣官邸で第22回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催され、会議では、新型コロナウイルス感染症への対応について議論が行われました。

議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症については、欧州や米国等の諸外国で新規感染者数の急増が見られるなど、世界的な感染拡大が見られおり、米国でも全土での感染者が3万人を超えるなど、感染が拡大しております。

これを受け、米国国務省は現地時間の3月19日、全世界を対象に渡航勧告をレベル4に引き上げ、米国民に対して、全ての海外渡航の中止を求めたほか、米国外に滞在する自国民に対し、米国への帰国を呼び掛けるなどしました。また、米国疾病予防管理センター、CDCも現地時間の21日、我が国を含む5か国についての旅行健康情報を、不要不急の渡航を回避を求める警戒レベル3に引き上げ、これらの国から米国に渡航する者に対し、14日間の自宅待機等を求めることとしました。

こうした米国の抜本的な水際対策を受け、我が国においても昨日、米国に関する感染症危険情報をレベル2に引き上げ、米国に対する不要不急の渡航を止めるよう求めているところです。

当該措置に合わせ、世界的な更なる感染拡大を防止するため、米国を含む各国の努力と足並みをそろえるとの観点から、日本人を含む米国全域からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での14日間の待機及び国内における公共交通機関の使用自粛を要請することとし、3月26日午前0時から実施、当面4月末日までの間、実施されることとなりました。

つきましては、上記の旨について、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

＜参考＞

○首相官邸ホームページ

[https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/actions/202003/23corona.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/actions/202003/23corona.html)

○外務省海外安全ホームページ

(日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)